

JA福岡大城のご案内

ディスクロージャー2023



～「ありがとう」があふれるJAを実現します～

 福岡大城

目 次

I. ごあいさつ	1
II. 組合の沿革・歩み	2
III. 経営方針	3
1. 基本理念	
2. 経営方針	
IV. 概況及び組織に関する事項	8
1. 業務の運営の組織	
◆組織機構図	
◆組合員数及びその増減	
◆出資口数及びその増減	
◆組合員組織の概況	
◆地区一覧	
◆職員数	
2. 理事及び監事の氏名及び役職名	8
◆役員一覧	
3. 会計監査人の名称	9
4. 事業所の名称及び所在地	
◆店舗一覧	
V. 主要な業務の内容	10
1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕	
2. 各事業の概況〔活動・実績〕	
◆信用事業	
◆共済事業	
◆農業・生活関連事項	
VI. 事業活動に関する事項	15
1. 農業振興活動	
2. 地域貢献情報	
3. 情報提供活動	
4. リスク管理の状況	
◆リスク管理体制	
◆法令遵守体制	
◆金融ADR制度への対応	
◆金融商品の勧誘方針	
◆個人情報の取扱い方針	
◆内部監査体制	
5. 自己資本の状況	21
◆自己資本比率の状況	
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	22
1. 決算の状況	
◆貸借対照表	
◆損益計算書	
◆注記表	
◆剰余金処分計算書	
2. 財務諸表の正確性等にかかる確認	47
3. 会計監査人の監査	48
4. 最近の5事業年度の主要な経営指標	
5. 利益総括表	
6. 資金運用収支の内訳	49
7. 受取・支払利息の増減額	
8. 自己資本の充実の状況	
VIII. 直近2事業年度における事業の実績	62
1. 信用事業	
◆貯金に関する指標	
◆貸出金に関する指標	
◆為替	
◆有価証券に関する指標	
◆有価証券の時価情報等	
2. 共済事業	67
3. 農業・生活関連事業	68
IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	70
1. 利益率	
2. 貯貸率・貯証率	
3. 職員一人当たり指標	
4. 一店舗当たり指標	

I. ごあいさつ

組合員並びに地域の皆様には、日頃より J A 事業に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この小冊子は令和 4 年度の概要・経営の現況等を取りまとめたものであります。

当 J A をより深くご理解され、安心してご利用頂くための参考になれば幸いに存じます。

はじめに、国内の経済は、新型コロナウイルス感染症が未だ収束には至っていないなかではあるものの、社会経済活動が正常化へ進みつつあることにより緩やかな持ち直しが続いております。その一方で世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、わが国の経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。

農業情勢につきましては、物価上昇に伴う生産資材価格の上昇、農産物価格の伸び悩み、頻発する自然災害等により営農を継続していくなかで大きな影響を受けております。

また、高齢化による担い手の減少に伴う生産基盤の脆弱化の進行など幾多の課題を抱えているところであります。

一方 J A 経営において、信用共済事業については低金利政策の長期化等により事業利益が減少傾向であり、今後の経営収支が一段と厳しくなることが懸念されます。

このような情勢のなか、J A 福岡大城におきまして、第 5 次中期経営計画基本方針のもとに、担い手への支援、農産物の販売力強化及び老朽化した農業関連施設の改修等を実施するとともに、持続可能な地域農業の確立に向け自己改革への取組みをすすめ、各種事業に邁進してまいりました。

また、令和 4 年度決算による剰余金処分では、出資配当、利用高配当を提案することができました。これもひとえに当 J A 事業利用に対する組合員各位のご理解、ご協力のおかげであります。

令和 5 年度におきましても農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるとは存じますが、組合員の「ご意見・ご要望」を組織・事業運営に反映し、「農業所得の増大」の実現による持続可能な地域農業の確立と豊かでくらしやすい地域社会へ貢献するために J A としての役割を十分に発揮していくとともに経営基盤の確立を図ってまいります。

同時に、J A 福岡大城が組合員・利用者の皆様にとってさらに身近な存在となりますよう役職員一体となり真摯に取り組んでまいりますのでより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月

福岡大城農業協同組合

代表理事組合長 田中 宏幸

II. 組合の沿革・歩み

平成9年12月	J A三瀨・大川地区合併研究協議会発足
13年4月	J A城島町、J A大木町、J A大川市の3 J Aが合併し福岡大城農業協同組合誕生
13年11月	大豆乾燥調整施設竣工
14年5月	旧3地区J A女性部統合合併
14年9月	旧3地区年金友の会統合合併
15年4月	農機具センター統合
15年5月	旧3地区J A青年部統合合併
15年7月	旧3地区農政連統合合併
16年3月	J A福岡大城農業振興大会開催
16年3月	大木給油所竣工
16年5月	J A S T E M稼動
16年6月	青色申告会設立
16年12月	J A福岡大城 城島直売所利用組合オープン
21年4月	青ねぎパッケージセンター開設
21年7月	旧3地区いちご部会統合合併
21年12月	アスパラガス集荷施設開設
22年4月	農産物直売所「くるるん夢市場」オープン
23年11月	J A福岡大城合併10周年記念式典
24年5月	新支店オープニングセレモニー（大木支店、大川支店、城島支店）
25年11月	麦部会出荷者部会設立総会
26年9月	本店竣工
27年7月	大川支店・大川給油所竣工式
27年10月	大川斎場竣工式
令和4年3月	J A 福岡大城合併20周年記念功労者表彰
令和4年10月	博多あまおう20周年記念大会

Ⅲ. 経営方針

1. 基本理念

J A福岡大城は、組合員の幸せづくりと安心して暮らせる地域社会づくりを目指すため次の基本理念をかかげます。

- 第1 安心して、親から子へ、子から孫へと継承できる農業（生きがい）づくりを目指します。
- 第2 物から心への豊かな地域社会（まち）づくりを目指します。
- 第3 明日の農業、地域社会を支える人（後継者）づくりを目指します。
- 第4 組合員・地域の人々に期待され信頼されるJ A（夢）づくりを目指します。

2. 経営方針

《中長期ビジョン》

「農業を強く、元気に、もっと身近に」組合員の想いを実現できるJ Aへ
～実践から浸透へ自己改革で実現する持続可能な未来へ向けたJ Aの役割発揮～

＜中期経営計画基本方針＞

1. 食料・農業基盤の確立・強化

「農業者の所得増大」の実現による持続可能な地域農業の確立

2. 地域・組織・事業基盤の確立・強化

豊かで暮らしやすい地域社会への貢献

3. J A経営基盤の確立・強化

地域農業の確立と地域社会に貢献できる組織・経営体制の確立

◇営農経済部門方針

J Aの基軸である営農経済部門では、第5次中期経営計画に基づき「農業所得の増大」「農業生産の拡大」に向け、農業分野の課題解決に対応していくための事業基盤を一層強化し、持続可能な食料・農業基盤の確立に向け取組みます。

また、消費者に対し安全・安心な食料の安定供給に取組み、地域の皆様へ「食と農」の大切さや魅力の発信に取組みます。



＜取組み項目および具体策＞

- (1) 農業者の高齢化対策と将来の農業を担う次世代後継者の育成支援
 - 新規就農者の育成支援
 - 女性農業者の活躍促進・支援
- (2) 複雑化する政策への対応とJ Aの総合事業を活かしたバックアップ体制の構築
 - 会計支援・会計サポートセンターの確立
 - 農業支援に向けた補助事業の情報発信と有効活用
- (3) 担い手の要望に応える事業体制の強化
 - 次世代農業者との対話による将来農業課題点の整理（次世代総点検）
 - 現地巡回訪問による担い手との交流
- (4) 農業生産資材価格高騰による農業経営対策
 - 効率的な予約注文による農業資材供給価格の低減
 - J A間連携による農業資材大口注文の共同化

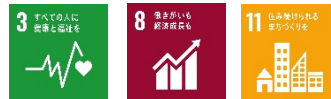
- (5) あらゆる環境に適応できる事業体制の構築と営農経済関連施設の整備
 - デジタル化を駆使した業務効率向上
- (6) 消費者の需要に応じた生産販売への取組み
 - 安全・安心な農産物の安定供給
- (7) 人財育成への取組み
 - 研修による実践学習促進
- (8) 食農教育の普及活動による地域への貢献
 - 農産物イベントの開催
 - 地域フォーラム開催による地産地消・食育活動の継続的取組み
- (9) 変化する将来の農業経営に対応できる情報発信
 - J A施設における情報揭示の強化（農業従事者へ向けた新技術導入の提案）
 - 自然災害への支援対策

◇金融共済部門方針

金融共済部門では、金融環境の変化に対応するため、J Aならではの総合事業を活かした金融共済店舗の担うべき機能と役割を発揮し、農業者への支援、組合員・利用者の利便性向上、地域への貢献を最重点課題として取組みます。

信用事業では、農業・くらし・地域の実情に応じた総合事業力を発揮することで、農家・農業法人、担い手の支援と組合員・利用者へのサービスの提供による相談機能の充実に向けて取組みます。

共済事業では、監督指針改正に対応した事業推進体制の確立に取組み、渉外担当を中心とした訪問活動による保証の提供や契約者フォローの充実に向けた保全体制の整備・事務処理の効率化、コンプライアンス態勢の強化に努めます。



<取組み項目および具体策>

- (1) 信用事業運営基盤強化に向けた取組み
 - 農業者支援融資の相談機能強化と積極的展開
- (2) 共済事業運営基盤強化に向けた取組み
 - 窓口で獲得した情報の共有によるL Aとの協働体制の実践
- (3) 渉外業務基盤強化に向けた取組み
 - 全契約者に対する3 Q訪問活動の実践
- (4) 支店業務機能の見直しと業務効率化への取組み
 - 不正防止・業務効率化に向けた集金業務の整理
- (5) 共済事業体制の整備と人材育成・指導への取組み
 - コンプライアンス態勢の徹底
- (6) 共済推進体制の抜本的見直しによる組合員・利用者基盤維持・拡大への取組み
 - 監督指針改正に対応した推進体制の見直し
- (7) 信用共済事業における持続可能な収益性、将来にわたる健全性の確保への取組み
 - 収益性・将来への経営健全にかかるモニタリングに基づく早期経営改善対策
- (8) 経営基盤強化のための成長戦略・効率化戦略、J A間連携による経営的効果の反映

- J A間による実現可能な事業合理化に向けた協議と実践
- (9) 自己改革の着実な実践に向けた取組み
 - 農業者の所得増大、地域活性化、暮らしの満足度・生活向上の実践

◇総務企画部門方針

総務企画部門については、経営の持続性確保を目的として社会情勢の様々な環境変化に対応するため、経営環境分析・事業分析等により直面する課題を認識し、総合事業体としての機能発揮のために必要な計画及び実践具体策を見直し、シミュレーションを用いた計画に基づく実践効果の測定のもとに適切なP D C Aサイクルの運用に努めます。

また、自然環境と地域社会の変化による様々な課題に対し、J Aの社会的立場から実践すべき「持続可能性」に着目し、S D G s（持続可能な開発目標）に向けた取組みを進めます。

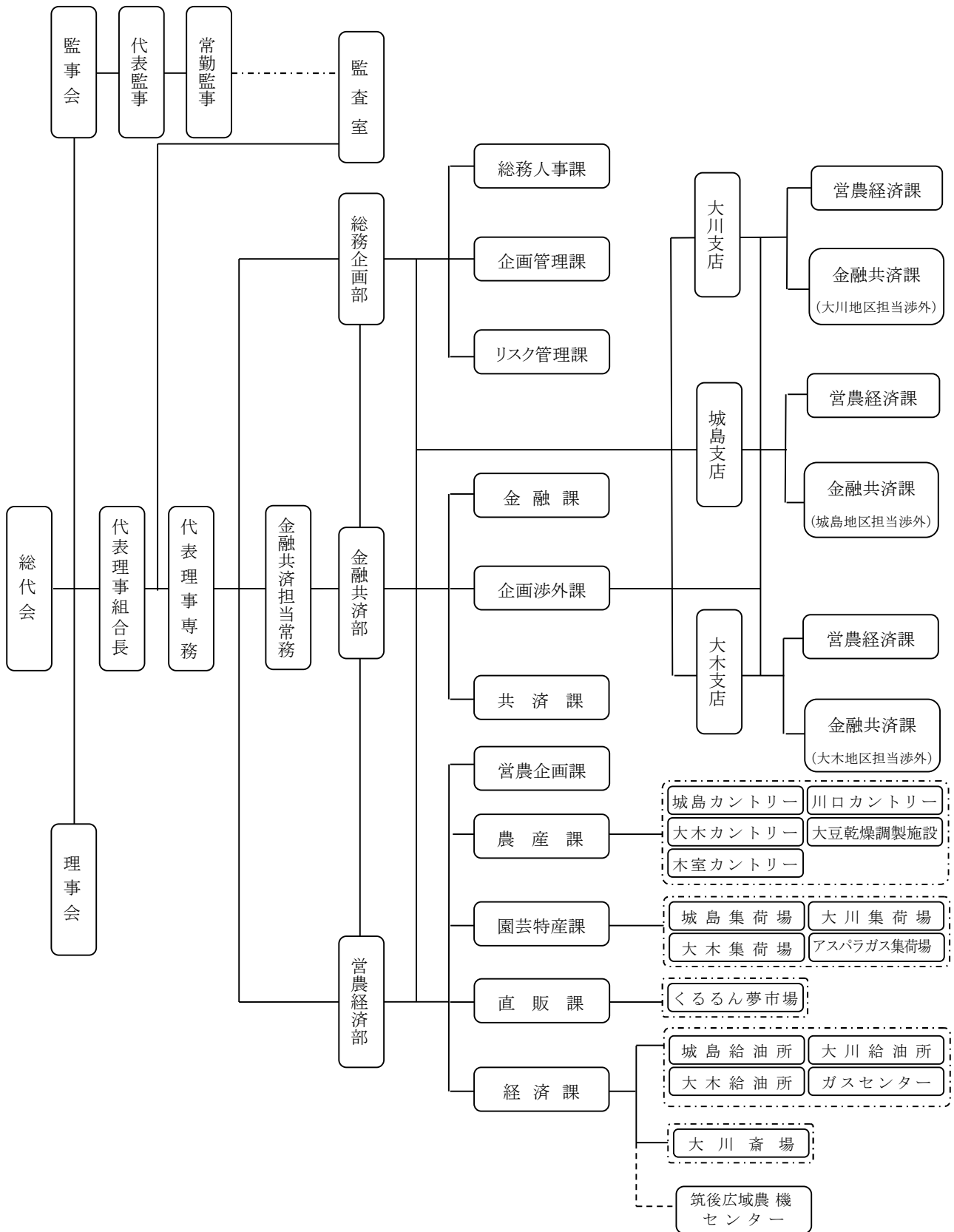
<取組み項目および具体策>

- (1) 組合員の声を聴き、J A事業運営参画促進の取組み
 - 組織代表者会、支店運営委員会の開催と組合員との対話による意見・要望の把握
- (2) J Aや農業に対する情報を積極的に発信し、地域の理解を深める取組み
 - 農業まつりやイベントを通じた農業及びJ A事業のP R強化と地域活性化への取組み
- (3) 安心して暮らせる持続可能で豊かな地域社会づくり貢献への取組み
 - 大規模災害、気候変動等への適応と迅速な対応および減災・防災への取組み
- (4) 問題解決能力の向上と信頼されるJ A職員への人財育成と、労務管理体制改善への取組み
 - 選抜型研修及び階層別研修会への計画的な派遣による職員の意識改革
- (5) 業務の効率化に取組み、多様化する組合員ニーズへの対応を強化する取組み
 - J A間の業務連携及び情報交換・共有による効率化への取組み
- (6) 働き方改革関連法と新たな生活様式に対応した人事労務体制の整備と、E S・C S向上に向けた働きやすい職場環境づくりへの取組み
 - 事業計画に沿った目標管理と業務とのバランスを考慮した適正な事業推進への取組み
- (7) 自己改革実践サイクルの構築
 - 組合員との徹底した対話活動による自己改革の継続的な実践
- (8) 持続可能な経営基盤の確立・強化
 - 総合事業体として持続可能な農業の確立と経営基盤強化への取組み
- (9) J Aのガバナンス及び内部統制の確立と実効性の向上
 - 健全な経営に基づく管理体制の確立

IV. 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

◆組織機構図 (令和5年3月31日現在)



◆組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
正 組 合 員	4,143	4,037	△106
個 人	4,073	3,967	△106
法 人	70	70	0
准 組 合 員	2,109	2,127	18
個 人	2,076	2,096	20
法 人 等	33	31	△2
合 計	6,252	6,164	△88

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	増 減
正 組 合 員	1,628,874	1,587,620	△41,254
准 組 合 員	209,107	222,873	13,766
小 計	1,837,981	1,810,493	△27,488
処 分 未 済 持 分	23,110	19,602	△3,508
合 計	1,861,091	1,830,095	△30,996

◆組合員組織の概況（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
女 性 部	247	ア ス パ ラ ガ ス 部 会	98
年 金 友 の 会	2,386	い ち ご 部 会	271
青 年 部	50	い ち じ く 部 会	15
壽 限 無 部 会	5	大 川 地 区 い 製 品 部 会	16
特 別 栽 培 米 部 会	19	麦 出 荷 者 部 会 (認定農業者含む)	116 経営体
青 ね ぎ 部 会	21	法 人 (営 農 組 合 含 む)	44 組織
し め じ 部 会	10 事業所	農 事 組 合	181 組合
え の き 部 会	10		

◆地区一覧

大川市一円の区域、久留米市城島町一円の区域、三潞郡大木町一円の区域

◆職員数

(単位：人)

区 分		令和3年度末	令和4年度末		
				うち男	うち女
正職員数	一般事務職員	90	87	59	28
	営農指導員	3	3	3	0
	生活指導員	1	1	0	1
	その他専門技術職員	2	2	1	1
小 計		96	93	63	30
常 雇		33	29	13	16
臨時・パート		35	33	14	19
派 遣		0	0	0	0
合 計		164	155	90	65

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(令和5年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	添島 喜久	理 事	石井 正博
代表理事専務	北原 喜利	理 事	緒方 喜治
金融共済担当常務	池末 弘義	理 事	永尾 達生
理 事	佐藤 豊	理 事	中島 和夫
理 事	今村 勝	理 事	龍 博美
理 事	後藤 敬介	理 事	植木 秋義
理 事	末次 龍夫	理 事	堤 敬信
理 事	吉武 征勝	理 事	中島 陽子
理 事	菰方 好幸	理 事	中園 千代子
理 事	久良木 勝昌	代 表 監 事	江崎 秀樹
理 事	山口 伸一	常 勤 監 事	池松 靖博
理 事	石川 泰彦	監 事	下坂 利通
理 事	岡崎 良輔	監 事	福山 博一
理 事	塚本 隆範	監 事	石橋 良徳
理 事	北島 良信	員 外 監 事	本村 範美
理 事	福山 聖哉		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和5年3月現在)	所在地 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 14 階
--------------------	-----------------------------------

4. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

(令和5年3月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	三漕郡大木町大字八町牟田 330	0944-32-1300	-----
大川支店	大川市大字荻島 472	0944-87-7388	ATM 1台
城島支店	久留米市城島町城島 307	0942-62-2175	ATM 1台
大木支店	三漕郡大木町大字八町牟田 330	0944-32-1800	ATM 1台
城島営農センター	久留米市城島町檜津 1418-1	0942-62-4720	-----
大木営農センター	三漕郡大木町大字八町牟田 330	0944-33-0380	-----
大川営農センター	大川市大字北古賀 221	0944-89-1355	-----
城島給油所	久留米市城島町檜津 1418-1	0942-62-3049	-----
大木給油所	三漕郡大木町大字八町牟田 379-1	0944-32-1187	-----
大川給油所	大川市大字荻島 472	0944-87-5110	-----
農機具センター	三漕郡大木町大字八町牟田 340	0944-32-1439	-----
城島カントリー	久留米市城島町江上本 75-1-3	0942-62-3295	-----
大木カントリー	三漕郡大木町大字上八院 1730	0944-33-0415	-----
木室カントリー	大川市大字下木佐木 103	0944-86-2422	-----
川口カントリー	大川市大字一木 1038	0944-87-6855	-----
大豆乾燥調製施設	大川市大字下木佐木 103	0944-86-8357	-----
城島集荷場	久留米市城島町江上本 75-1-3	0942-62-2779	-----
大木集荷場	三漕郡大木町大字上八院 1637-1	0944-33-0612	-----
大川集荷場	大川市大字北古賀 246-1	0944-88-3740	-----
アスパラガス集荷場	大川市大字下木佐木 106-1	0944-88-0700	-----
くるるん夢市場	三漕郡大木町大字横溝 1331-1	0944-75-2153	-----
おもひでホール大川斎場	大川市大字中木室 570	0944-88-0002	-----

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、徐々に社会経済活動の制限が緩和されてきましたが、ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安等により原油・エネルギー資源を含め物価の高騰の要因となりました。これにより肥料、農薬をはじめとする農業生産資材等の高騰を招き、農業経営に大きな影響を受けております。

このような状況の下、当JAではJAグループ福岡の中期方針を踏まえ、第5次中期経営計画の実践と社会情勢に適應した各事業への取組みにより、当年度事業実績につきましては概ね計画を達成することができました。

このことは組合員、地域住民の皆様のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

尚、主な事業実績と成果については以下のとおりです。

2. 令和4年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

・貯金商品一覧表

種類	お預入期間	お預入額	特徴
普通貯金	期間の制限はありません。	1円以上	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布替わりとしてご利用いただける便利な貯金です。公共料金の自動支払口座として、また、給与・年金の自動受取口座として最適です。
総合口座 定期貯金	各貯金の種類に準ずる。	同 左	期日指定定期貯金、スーパー定期貯金、自由金利型定期貯金、変動金利定期貯金等がセットできます。
期日指定 定期貯金	最長3年	1円以上 300万円未満	1年毎の複利計算で、有利に増やせます。また、お預入れ1年経過後はお引き出し自由で一部分の引き出しも出来ます。
スーパー 定期貯金	1ヶ月～5年	1円以上	お預入れ時の金利が満期まで変わらない確定利回りの定期貯金です。
大口定期貯金	1ヶ月～5年	1千万円以上	大口の資金運用に適した高利回りの自由金利型定期貯金です。預入れ時点の金利情勢より利率を決定致します。
変動金利 定期貯金	1年～3年	1円以上	お預入れの日より6ヶ月毎に金利情勢により利率が変動する定期貯金です。
定期積金	6ヶ月～5年	毎月掛金 1千円以上	毎月または2ヶ月おきなど手軽にできる積金で、お客様のライフプランに合わせて着実に積立ができる貯金です。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

・貸出金残高（令和5年3月末）

（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体等	その他	計
3,334	208	945	4,487

・貸出商品一覧表

種類	資金使途	期間	融資限度額
住宅ローン	住宅の新築または購入、住宅用地の購入等の資金としてご利用いただけます。	3年以上 40年以内	10万円以上 10,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、改装補修や住宅関連施設の資金としてご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
多目的ローン	ご結婚・ご旅行等、不意の出費にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
教育ローン	高校生以上のお子様の就学資金や付帯経費にご利用いただけ、お子様がご卒業されるまで元金償還を据置きする事もできます。	据置期間を含め 最長15年(在学期間+9年)以内	1,000万円以内
マイカーローン	新車はもちろん、中古車などの購入資金にご利用いただけます。	10年以内	1,000万円以内
カードローン	借入枠を決めて頂き、JAはもちろん、全国の金融機関のCD・ATMでカード1枚で便利に借入れができます。	1年(契約更新に支障がない場合自動延長)	300万円以内
農機ハウスローン	農機具・農業用トラックの購入にご利用できます。	10年以内	1,500万円以内
営農ローン	営農活動に必要な運転資金にご利用できます。	1年(契約更新に支障がない場合自動延長)	300万円以内
一般資金	組合員の皆様の不意の出費の際、使いみちを問わずご利用できます。(ただし負債整理資金を除く)	最高5年以内	所要資金の範囲内
貯金担保貸付	定期貯金、定期積金等を担保として質入れ、貯金残高の範囲内までご利用できます。	1年以内かつ 当該貯金の満期日以内	貯金残高の範囲内
共済担保貸付	ご加入の共済を担保としてご利用できます。	1年以内かつ共済契約期限以内	共済約款貸付に準じる

・制度融資

(単位：百万円)

資金名		制度の概要・主旨	貸出金額
制度融資	農業近代化資金	農業を営む者に対し農業経営改善に取り組むための資金	280
	就農支援資金	農業経営をはじめの方にご利用いただくための資金	12

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみならずのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

・サービス・その他商品一覧表

■内国為替取扱手数料

		自店	県内・外 JA系統宛	他金融機関宛
振込手数料 (1件につき)	電信扱 3万円未満	—	220円	550円
	電信扱 3万円以上	—	440円	770円
	文書扱 3万円未満	—	220円	440円
	文書扱 3万円以上	—	440円	660円
送金手数料 (1件につき)	普通扱	—	660円	880円
電子交換取立 (1通につき)	—	—	880円	880円
個別取立 (1通につき)	—	—	1,100円	1,100円

■その他手数料

小切手発行手数料 (1冊)	11,000円	残高証明書発行手数料	220円
約束手形発行手数料 (1冊)	11,000円	送金振込の組戻料 (1件)	1,100円
通帳・証書再発行手数料	550円	取立手形組戻料 (1通)	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1,100円	不渡手形返却料 (1通)	1,100円
ローンカード再発行手数料	1,100円	住宅ローン融資事務手数料	33,000円
未利用口座管理手数料	1,320円	小切手・手形帳 (1冊)	11,000円
取立手形店頭呈示料	1,100円		

◆共済事業

J A共済は、組合員と地域住民の「相互扶助」の精神を理念とし、人間性の尊重や地域社会づくりへの貢献をめざしJ Aの総合事業の一環として行なっています。また、J A共済は一般の生命保険と損害保険の両方の機能を併せて持ち、少ない負担で大きな安心、十分なサービスと対応、そして高度な専門性により組合員・利用者の皆様に満足いただけるよう、さまざまなライフスタイルに合わせ、生涯にわたる総合保障をお届けしています。

共 済 種 類		特 徴	
長 期 共 済	生 命 総 合	終 身 共 済	働き盛りから老後の相続対策まで、一生涯にわたって万一を保障する共済です。さまざまな特約が付加できます。
		定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一を保障する共済です。ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
		養老生命共済	定められた期間内の万一を保障する共済で、満期時には満期共済金を受け取ることができます。
		医 療 共 済	医療保障（入院・手術）を中心とした商品で生涯にわたって入院等を保障します。
		が ん 共 済	今や「がん」は早期に発見すれば治せる病気です。がん共済は「がん」と闘うための経済的な安心を一生涯にわたってワイドに保障します。
		こども共済	お子様の入学や就学に合わせて定期的に一時金を受け取ることができ、親（契約者）が万一の場合養育年金が支払われます。
		年 金 共 済	一定期間または終身にわたって老後のゆとりの生活をお手伝いします。
		介 護 共 済	一生涯に備えて、幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。
		認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
		特定重度 疾病共済	身近な生活習慣病に備える共済です。三大疾病に加えて、三大疾病以外の心・血管疾患や脳血管疾患、その他の生活習慣病まで幅広く保障します。
		生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる保障です。
	建 物 更 生 共 済	建物の火災は勿論のこと、地震、台風などの自然災害まで幅広い損害を保障します。積立式なので修理費用の準備にも最適です。	
短 期 共 済	自 動 車 共 済	年々高額化する事故賠償額、万一の場合に備えぜひ加入をお勧めします。自賠責共済とセットで加入すると補償交渉や掛金も有利になります。	
	火 災 共 済	住宅や倉庫などの火災による損害を保障する掛け捨てタイプの共済です。	
	傷 害 共 済	日常生活における万一の傷害を保障するもので、入院や通院まで幅広く保障します。	
	自 賠 責 共 済	法律により、自動車を運行する場合必ず加入しなければならない共済です。	

◆農業・生活関連事業

◇営農指導事業

指導事業では、みどりの食料システム戦略に基づき、部分浅耕一工程播種による燃料消費量の削減と労力の軽減及び適期播種による安定生産が図れるよう取組みを実施しています。

担い手育成では、集落営農法人への面談により、それぞれの地域や組織の実情に応じて、収益確保と持続可能な組織運営を図れるよう協議を実施致しました。また、大型特殊免許取得向上のため昨年に引き続き JA 独自の講習会を開催致しました。更に TAC・営農相談員による、圃場巡回・訪問・相談対応を実施しています。

補助事業では、新規就農者営農支援事業・燃油高騰対策事業・肥料価格高騰対策事業等、国庫・県単事業を活用し農業振興を図りました。

青年部・女性部は、組織の活性化を図りながら活動を展開しました。また、農総体と連携し、食と農を結ぶ地域フォーラムにより食農活動と地元農産物の PR を行いました。

◇購買事業

<生産資材>

生産資材については、農業生産トータルコスト低減が求められる中、国際情勢の変化により、原材料価格が大幅に上昇し、供給価格抑制に努めましたが、特に麦肥料価格が高騰した影響により、供給高は前年を上回る結果となりました。

・生産資材供給高 1,932,932 千円 前年対比 103.5%

<生活資材>

生活資材については、組合員・利用者が健康で安心して暮らせるよう、組合員ニーズに合わせた「安全安心」な商品の提案・提供に努めました。

供給高は、物価高の影響もあり食料品が減少し、供給高は前年を下回る結果となりました。

・生活物資供給高 179,445 千円 前年対比 99.7%

◇販売事業

<米・麦・大豆>

主食用米の販売価格は依然として低調に推移している状況でした。

麦類については、福岡県産小麦は豊作が続き、外国産小麦価格高騰により政府売渡し価格は国の政策により据え置きとなりました。

大豆については、令和4年産大豆販売が開始され、令和3年産フクユタカの不作で縮小した県内販売シェアの回復が行われています。

栽培講習会等においては、適期管理・新技術の導入・新品種の情報共有等の生産者労力低減・コスト削減に対する活動を行いました。

・米 類 販売品販売高 691,713 千円 前年対比 125.0%

・麦 類 販売品販売高 377,282 千円 前年対比 96.6%

・大 豆 販売品販売高 76,869 千円 前年対比 54.3%

<野菜・果実・特産>

園芸品目については、各種補助事業（活力ある高収益型園芸産地育成事業他）を活用し、新規生産者の推進と既存生産者の規模拡大の支援に取組み、生産者・生産量の増大を図りながら、いちご・アスパラガス・青ねぎ・菌茸類の主要品目を中心に有利販売に努めました。更に、関東圏への輸送コスト削減を考慮に日本通運と連携し輸送コンテナ試験（海上輸送）等に取組みました。

また、安全・安心な農産物の生産・販売に不可欠なGAP認証制度については、取得推進を図り、菌茸類においては取得しております。他の農産物においてもコロナ禍で人が集められない状況のなか各関係機関との連携を図りながら時期別の栽培管理情報等を提供し、生産者の技術の向上と、平均反収の高位平準化に取組み、生産農家の所得増大に努めました。

- ・園芸販売品販売高 4,698,441 千円 前年対比 98.3%
- ・特産販売品販売高 1,788,419 千円 前年対比 100.5%

<直 売 所>

コロナ禍が続く中で、大々的なイベントが縮小傾向となり集客に苦慮しましたが、スイートコーン収穫祭・黒枝豆穫祭等、感染対策を行いながらイベントの開催を道の駅周辺施設と一体となり取組みました。その他に「ふるさと納税事業」の返礼品として、「博多あまおう」・「きのこセット」等の送付にも取組みました。

また、消費者の皆様へ新鮮で安全・安心な野菜を提供するため、全体ミーティングを通じ「農薬適正使用について」「衛生講習会」「食品表示について」の講習会や生産履歴記帳・食品表示の徹底を図りました。

- ・直売所販売高 143,305 千円 前年対比 88.9%

◇葬祭事業

葬祭事業については、年々増加していた家族葬等の小規模葬が浸透し、互助会他葬祭会社・インターネット仲介等との競合で厳しい状況にあるなか、情報発信及びPR強化に努めました。

施行金額は利用者数が増え、前年を上回る結果となりました。

- ・利用件数 94 件 前年対比 113.2% 施行金額 91,807 千円 前年対比 113.2%

VI. 事業活動に関する事項

1. 農業振興活動

◆農業関係の持続的な取組み

◇安全・安心な農産物作りへの取組み

消費者の皆様へ、新鮮で安全・安心な野菜を提供するため栽培講習会等を行い、生産者の栽培技術向上をおこないました。また、食の安全・安心を求める声に応えるため、GAP（農業生産工程管理）取組みや、生産履歴記帳の徹底と残留農薬検査を実施しました。

◇担い手・新規就農者への支援

活力ある高収益型園芸産地育成事業による新規参入者及び規模拡大の支援を行いました。

◇地産池消・食育への取組み

青年部や女性部による食育活動、食と農をむすぶ地域フォーラムの開催により、組合員・地域住民の方との交流を深めると共に、食の大切さのPR活動を行いました。

◆地域密着型金融への取組み

◇農業者等の経営支援に関する態勢整備

新規就農支援資金等を活用した新規就農者への初期投資の軽減
確定申告（青色申告）での記帳代行、e-Taxの申告支援業務

2. 地域貢献情報

◆社会貢献活動（社会的責任）

各種募金活動・公益団体等への寄附・献血への積極的参加に努めました。

◆地域貢献情報

学校給食への地元農産物の提供に係る支援への参加に努めました。

地域活動への協賛・後援に努めました。

J Aファンづくり活動として、周辺地域の清掃活動に努めました。

地域生活支援として行政・社会福祉協議会を通じて主食米の寄贈を行いました。

3. 情報提供活動

J A広報誌（望）を隔月発行、各支店より支店だよりを発行して組合員宅へ配布しました。また、ホームページを活用し、多くの組合員・利用者へ向けてJ Aの最新情報を提供しました。

4. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

（1）信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◆法令等遵守体制

◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

(1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

(2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

(3) 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

(4) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和3年度の取り組み事項

- (1) 実効性のある自主検査の実施
- (2) 内部監査の充実
- (3) コンプライアンス意識の醸成
- (4) 個人情報の管理・徹底

◇令和4年度の取り組み事項

- (1) 実効性のある自主検査の実施
- (2) 内部監査の充実
- (3) 連続職場離脱の実施
- (4) 個人情報の管理・徹底

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に

努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口（電話：0944-32-1300（月～金 8 時 30 分～17 時 00 分））

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター （電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員研修の充実に努めます。

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

福岡大城農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇情報セキュリティ基本方針

福岡大城農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、遵守することを誓約します。

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、18.30%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	福岡大城農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,830百万円（前年度1,861百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
科目	金額	金額
(資産の部)		
1 信用事業資産	51,792,563	51,726,059
(1) 現金	436,728	418,583
(2) 預金	46,497,611	46,796,209
系統預金	46,463,537	46,756,417
系統外預金	34,074	39,792
(3) 有価証券	303,180	0
国債	303,180	0
(4) 貸出金	4,530,529	4,486,983
(5) その他信用事業資産	28,364	27,873
未収収益	23,122	22,491
その他の資産	5,242	5,382
(6) 貸倒引当金	△3,849	△3,589
2 共済事業資産	16	90
(1) 共済貸付金	0	0
(2) 共済未収利息	16	90
3 経済事業資産	1,007,945	1,031,140
(1) 経済事業未収金	499,752	584,613
(2) 経済受託債権	409,450	350,507
(3) 棚卸資産	68,260	72,115
購買品	64,786	69,123
その他棚卸資産	3,474	2,992
(4) その他経済事業資産	41,289	39,052
(5) 貸倒引当金	△10,806	△15,147
4 雑資産	259,558	265,882
(1) 雑資産	259,558	267,082
(2) 貸倒引当金	0	△1,200
5 固定資産	2,282,419	2,210,064
(1) 有形固定資産	2,280,280	2,207,994
建物	2,808,184	2,810,846
機械装置	1,560,720	1,582,807
土地	1,380,885	1,378,848
建設仮勘定	50	0
その他有形固定資産	777,090	776,477
減価償却累計額(控除)	△4,246,649	△4,340,984
(2) 無形固定資産	2,139	2,070
6 外部出資	2,290,055	2,290,055
(1) 外部出資	2,290,055	2,290,055
系統出資	2,223,725	2,223,725
系統外出資	64,830	64,830
子会社等出資	1,500	1,500
7 繰延税金資産	45,216	35,377
資産の部合計	57,677,772	57,558,667

(単位：千円)

負債および純資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
科 目	金 額	金 額
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	51,057,676	51,050,506
(1) 貯金	50,972,652	50,953,316
(2) 借入金	15,961	10,746
(3) その他の信用事業負債	69,063	86,444
未払費用	2,461	2,236
その他の負債	66,602	84,208
2 共済事業負債	136,461	147,216
(1) 共済資金	44,444	58,046
(2) 未経過共済付加収入	92,017	89,170
3 経済事業負債	1,608,774	1,434,656
(1) 経済事業未払金	265,509	315,121
(2) 経済受託債務	1,283,042	1,060,785
(3) その他の経済事業負債	60,223	58,750
14 雑負債	174,270	175,574
(1) 未払法人税等	24,500	16,700
(2) その他の負債	149,770	158,874
5 諸引当金	210,219	182,544
(1) 賞与引当金	26,000	22,700
(2) 退職給付引当金	63,516	42,179
(3) 役員退職慰労引当金	30,211	38,919
(4) 特例業務負担金引当金	90,492	78,746
6 再評価に係る繰延税金負債	192,769	192,299
負債の部合計	53,380,169	53,182,795
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	3,906,246	3,988,089
(1) 出資金	1,861,091	1,830,095
(2) 利益剰余金	2,068,265	2,177,596
利益準備金	1,291,000	1,316,000
その他利益剰余金	777,265	861,596
カントリー損害補填積立金	40,000	40,000
施設整備積立金	438,000	453,000
農業生産資材高騰対策積立金	30,000	30,000
会計及び法整備等対策積立金	80,000	160,000
当期末処分剰余金	189,265	178,596
(うち当期剰余金)	83,519	123,579
(3) 処分未済持分	△23,110	△19,602
2 評価・換算差額等	391,357	387,784
(1) その他有価証券評価差額金	2,315	0
(2) 土地再評価差額金	389,042	387,784
純資産の部合計	4,297,603	4,375,873
負債および純資産の部合計	57,677,772	57,558,667

◆損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
1. 事業総利益	1,187,799	1,161,105
事業収益	3,311,387	3,327,730
事業費用	2,123,588	2,166,625
(1) 信用事業収益	332,801	329,212
資金運用収益	312,044	302,306
役務取引等収益	11,733	11,900
その他経常収益	9,024	15,006
(2) 信用事業費用	28,326	22,227
資金調達費用	5,021	3,367
役務取引等費用	4,864	4,786
その他経常費用	18,441	14,074
信用事業総利益	304,475	306,985
(3) 共済事業収益	261,457	237,259
(4) 共済事業費用	10,578	7,684
共済事業総利益	250,879	229,575
(5) 購買事業収益	2,059,545	2,130,013
(6) 購買事業費用	1,811,156	1,857,372
購買事業総利益	248,389	272,641
(7) 販売事業収益	291,741	273,694
(8) 販売事業費用	92,082	91,565
販売事業総利益	199,659	182,129
(9) 利用事業収益	28,904	25,843
(10) 利用事業費用	12,235	15,788
利用事業総利益	16,669	10,055
(11) カントリー・大豆事業収益	258,890	241,165
(12) カントリー・大豆事業費用	124,736	119,344
カントリー・大豆事業総利益	134,154	121,821
(13) 葬祭事業収益	81,075	91,807
(14) 葬祭事業費用	38,684	42,996
葬祭事業総利益	42,391	48,811
(15) 指導事業収入	23,517	21,588
(16) 指導事業支出	32,334	32,500
指導事業収支差額	△8,817	△10,912
2. 事業管理費	1,091,121	1,051,386
(1) 人件費	750,843	724,824
(2) 業務費	98,658	95,386
(3) 諸税負担金	50,963	49,478
(4) 施設費	186,921	178,231
(5) その他事業管理費	3,736	3,467
事業利益	96,678	109,719
3. 事業外収益	63,088	54,376
4. 事業外費用	4,713	2,857
経常利益	155,053	161,238
5. 特別利益	9,729	0
6. 特別損失	60,291	3,225
税引前当期利益	104,491	158,013
法人税住民税及び事業税	32,848	24,200
法人税等調整額	△11,876	10,234
当期剰余金	83,519	123,579

当期首繰越剰余金	59,421	53,758
組織事業運営対策積立金取崩額	10,000	0
土地再評価差額金取崩額	36,325	1,259
当期末処分剰余金	189,265	178,596

○令和3年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品） 肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

本・支店、事業所等の施設において、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ カントリー・大豆事業

カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者

等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を除去した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他収益も含めて表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

購買事業等において、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業のうちLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日における利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、影響は軽微のため、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が14,103,993円、事業費用が15,652,993円減少し、結果として事業利益、経常利益及び税引前当期利益が1,549,000円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 60,925,784 円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 55,550,465 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,836,989,145 円であり、その内訳は次のとおりです。

<u>(種類) 土 地</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>5,366,073 円</u>
<u>(種類) 建 物</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>715,912,625 円</u>
<u>(種類) 建物附属設備</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>141,657,790 円</u>
<u>(種類) 構 築 物</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>208,123,227 円</u>
<u>(種類) 機 械 装 置</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>748,828,538 円</u>
<u>(種類) 車 両 運 搬 具</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>2,268,026 円</u>
<u>(種類) 器 具・備 品</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	<u>14,832,866 円</u>

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

<u>(種類) 預 金</u>	<u>(金額)</u>	<u>1,000,000,000 円</u>
-----------------	-------------	------------------------

3. 関連法人等に対する金銭債権及び金銭債務

・ 関連法人等に対する金銭債権の総額	(金額)	24,634 円
・ 関連法人等に対する金銭債務の総額	(金額)	5,306,322 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	8,574,136 円
・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0 円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 18,352,610 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,323,782
危険債権	9,028,828
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	18,352,610

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・ 再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・ 再評価の年月日 平成11年3月31日
- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る

金額 241,888,681 円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関連法人等との取引高の総額

・ 関連法人等との取引による収益総額	(金額)	1,151,713 円
うち事業取引高	(金額)	1,151,713 円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	0 円
・ 関連法人等との取引による費用総額	(金額)	49 円
うち事業取引高	(金額)	49 円
うち事業取引以外の取引高	(金額)	0 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
城島営農センター	営業用店舗	土地及び器具・備品等	
農機具センター	営業用店舗	器具・備品	
くるるん夢市場	営業用店舗	器具・備品等	
旧三又支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧田口支所	遊休	土地及び建物等	業務外固定資産
旧大野島支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧大溝支所	遊休	土地	業務外固定資産
味噌加工所	遊休	土地及び建物等	業務外固定資産
よらん館	遊休	土地及び建物等	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産については、将来の使用見込みは無く早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損金額	内 訳
城島営農センター	1,638,229 円	車両運搬具 212,209 円、器具・備品 354,166 円、土地 1,071,854 円
農機具センター	163,695 円	器具・備品 163,695 円
くるるん夢市場	879,998 円	機械装置 499,999 円、器具・備品 379,999 円
旧三又支所	3,157,428 円	土地 3,157,428 円
旧田口支所	4,400,815 円	建物附属設備 932,599 円、土地 3,468,216 円
旧大野島支所	1,745,494 円	土地 1,745,494 円
旧大溝支所	152,861 円	土地 152,861 円
味噌加工所	31,414,397 円	建物 67,305 円、土地 31,347,092 円
よらん館	11,997,548 円	建物 1,372,685 円、建物附属設備 4,179 円、構築物 5,579 円 器具・備品 4,599 円、土地 10,610,506 円
合 計	55,550,465 円	建物 1,439,990 円、建物附属設備 936,778 円、構築物 5,579 円 器具・備品 902,459 円、機械装置 499,999 円、車両運搬具 212,209 円 土地 51,553,451 円

(4) 回収可能価額の算定方法

営業用店舗及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が23,026,731円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行

う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	46,497,611,367	46,498,098,439	487,072
有価証券	303,180,000	303,180,000	—
其他有価証券	303,180,000	303,180,000	—
貸出金	4,530,528,529		
貸倒引当金※1	△3,849,123		
貸倒引当金控除後	4,526,679,406	4,666,538,116	139,858,710
資産計	51,327,470,773	51,467,816,555	140,345,782
貯金	50,972,652,205	50,973,538,533	886,328
経済受託債務	1,283,041,738	1,283,041,738	—
負債計	52,255,693,943	52,256,580,271	886,328

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、時価は

帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (* 1)	2,290,055,101

* 1 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	46,497,611,367	0	0	0	0	0
有価証券	300,000,000	0	0	0	0	0
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000,000	0	0	0	0	0
貸出金	936,364,285	1,078,458,705	313,443,596	256,435,643	211,335,763	1,731,923,797
合計	47,733,975,652	1,078,458,705	313,443,596	256,435,643	211,335,763	1,731,923,797

注 1：貸出金のうち、当座貸越 106,933,255 円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注 2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 2,566,740 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	46,906,567,862	2,240,284,443	1,675,097,821	65,980,109	84,721,970	0
経済受託債務	1,283,041,738	0	0	0	0	0
合計	48,189,609,600	2,240,284,443	1,675,097,821	65,980,109	84,721,970	0

注 1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

種 類		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額 又は償却原価を超えるもの	国 債	300,000,000	303,180,000	3,180,000
合 計		300,000,000	303,180,000	3,180,000

なお、上記差額から繰延税金負債 864,960 円を差し引いた額 2,315,040 円が、「その他有価証券

評価差額金」に含まれています。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	73,274,189 円
退職給付費用	24,574,463 円
退職給付の支払額	△14,111,531 円
特定退職共済制度への拠出金	△20,220,955 円
期末における退職給付引当金	63,516,166 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	455,045,333 円
特定退職共済制度	△391,529,167 円
未積立退職給付債務	63,516,166 円
退職給付引当金	63,516,166 円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	24,574,463 円
退職給付費用	24,574,463 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 9,040,281 円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、92,939,000 円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産	
減価償却超過額	51,848,771 円
減損損失（土地）	27,721,829 円
特例業務負担金引当金	24,613,661 円
退職給付引当金	17,276,397 円
役員退職慰労引当金	8,217,501 円
その他	18,457,724 円
繰延税金資産小計	148,135,883 円
評価性引当額	△87,210,099 円
繰延税金資産合計（A）	60,925,784 円
○繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に伴うみなし配当	△12,124,944 円
事業分量配当金	△2,720,005 円
有価証券評価差額金	△864,960 円
繰延税金負債合計（B）	△15,709,909 円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	45,215,875 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 当該事業年度にかかる法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	27.20%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.39%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△ 5.34%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	△ 2.61%
住民税均等割等	3.01%
評価性引当金の増減	1.14%
特別税額控除	△ 3.74%
収用等による特別控除	△0.26%
その他	0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.07%

X. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

○令和4年度 注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のあるもの)	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 (市場価格のない株式等)	移動平均法による原価法
子会社株式および 関連会社株式	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品（数量管理品） 肥料・農薬等の生産資材	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、拠出する特例業務負担金の当期末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(収益認識に関する事項)

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

② 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

本・支店、事業所等の施設において、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ カントリー・大豆事業

カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の施行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の施行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、

事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買事業その他の収益に含めて表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 51,582,217 円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 2,560,053 円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,836,989,145 円であり、その内訳は次のとおりです。

<u>(種類) 土 地</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	5,366,073 円
<u>(種類) 建 物</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	715,912,625 円
<u>(種類) 建物附属設備</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	141,657,790 円
<u>(種類) 構 築 物</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	208,123,227 円
<u>(種類) 機 械 装 置</u>	<u>(圧縮記帳累計額)</u>	748,828,538 円

(種類) 車両運搬具	(圧縮記帳累計額)	2,268,026 円
(種類) 器具・備品	(圧縮記帳累計額)	14,832,866 円

2. 担保に供している資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

(種類) 預金	(金額)	1,000,000,000 円
---------	------	-----------------

3. 関連法人等に対する金銭債権及び金銭債務

・関連法人等に対する金銭債権の総額	(金額)	42,797 円
・関連法人等に対する金銭債務の総額	(金額)	9,185,112 円

4. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	21,886,127 円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0 円

5. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権に該当する金額は 20,287,366 円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:円)

種類	残高
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16,489,918
危険債権	3,797,448
三月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	0
合計	20,287,366

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

・再評価の方法	固定資産税評価額に基づく再評価
・再評価の年月日	平成11年3月31日

- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る

金額 235,199,781 円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関連法人等との取引高の総額

・関連法人等との取引による収益総額	(金額)	786,285 円
うち事業取引高	(金額)	786,285 円
・関連法人等との取引による費用総額	(金額)	69 円
うち事業取引高	(金額)	69 円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

共用資産	城島集荷場、大木集荷場、大川集荷場 城島カントリー、大木カントリー、木室カントリー、川口カントリー、大豆乾燥調製施設
------	---

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
城島営農センター	営業用店舗	土地及び器具・備品等	
旧三又支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧田口支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧大野島支所	遊休	土地	業務外固定資産
旧大溝支所	遊休	土地	業務外固定資産
味噌加工所	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業用店舗については当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産については、将来の使用見込みは無く早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損金額	内 訳
城島営農センター	525,646 円	器具・備品 523,245 円、土地 2,401 円
旧三又支所	273,975 円	土地 273,975 円
旧田口支所	688,677 円	土地 688,677 円
旧大野島支所	774,251 円	土地 774,251 円
旧大溝支所	1,200 円	土地 1,200 円
味噌加工所	296,304 円	土地 296,304 円
合 計	2,560,053 円	器具・備品 523,245 円、土地 2,036,808 円

(4) 回収可能価額の算定方法

営業用店舗及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が36,107,151円増加するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利

とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	46,796,209,418	46,791,124,797	△5,084,621
貸出金	4,486,983,313		
貸倒引当金※1	△3,589,053		
貸倒引当金控除後	4,483,394,260	4,592,993,755	109,599,495
資産計	51,279,603,678	51,384,118,552	104,514,874
貯金	50,953,315,444	50,941,675,018	△11,640,426
経済受託債務	1,060,785,317	1,060,785,317	—
負債計	52,014,100,761	52,002,460,335	△11,640,426

※1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

② 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスク

フリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、時価は

帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,290,055,101

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	46,796,209,418	0	0	0	0	0
貸出金	1,594,916,836	359,847,189	323,222,716	253,732,824	197,430,591	1,751,494,120
合計	48,391,126,254	359,847,189	323,222,716	253,732,824	197,430,591	1,751,494,120

注1：貸出金のうち、当座貸越100,711,774円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等6,339,037円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	47,066,540,762	2,150,533,705	1,496,100,419	104,357,410	135,783,148	0
経済受託債務	1,060,785,317	0	0	0	0	0
合計	48,127,326,079	2,150,533,705	1,496,100,419	104,357,410	135,783,148	0

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退

職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	63,516,166 円
退職給付費用	25,790,613 円
退職給付の支払額	△28,221,163 円
特定退職共済制度への拠出金	△18,906,150 円
期末における退職給付引当金	42,179,466 円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	380,540,849 円
特定退職共済制度	△338,361,383 円
未積立退職給付債務	42,179,466 円
退職給付引当金	42,179,466 円

4. 退職給付に関する損益

勤務費用	25,790,613 円
退職給付費用	25,790,613 円

5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 8,736,446 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、78,273,000 円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

○繰延税金資産

減価償却超過額	48,853,445 円
減損損失（土地）	26,719,869 円
特例業務負担金引当金	21,418,776 円
退職給付引当金	11,472,815 円
役員退職慰労引当金	10,586,077 円
その他	17,323,283 円
繰延税金資産小計	136,374,265 円
評価性引当額	△84,792,048 円
繰延税金資産合計（A）	51,582,217 円

○繰延税金負債

全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△12,124,944 円
事業分量配当金	△4,080,136 円
繰延税金負債合計（B）	△16,205,080 円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 35,377,137 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 当該事業年度にかかる法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	27.20%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△ 3.54%
事業分量配当等永久に損金に算入される項目	△ 1.73%
住民税均等割等	1.99%
評価性引当額の増減	△ 1.54%
特別税額控除	△ 1.04%
その他	0.03%
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>21.79%</u>

VIII. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当期末処分剰余金	189,264,672	178,596,015
2. 剰余金処分額	135,506,318	120,431,286
(1) 利益準備金への繰入	25,000,000	30,000,000
(2) 任意積立金の積立	95,000,000	70,000,000
うち施設整備積立金	15,000,000	10,000,000
うち会計及び法整備等対策積立金	80,000,000	60,000,000
(3) 出資に対する配当額	5,505,923	5,430,787
(4) 事業分量配当	10,000,395	15,000,499
3. 次期繰越剰余金	53,758,354	58,164,729

- (注) 1 出資配当金は年0.3%である。
 2 事業分量配当金は次のとおりである。(※1)
 3 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりである。(※2)
 4 次期繰越剰余金には、営農指導、生活、文化改善の事業の費用に充てるための繰越額15,000,000円が含まれている。

(※1)事業分量配当の基準

配当項目	金 額
肥料供給高1,000円に対し	16.1円
農薬供給高1,000円に対し	10.6円
農業用燃料(重油、灯油、軽油)供給高1,000円に対し	12.4円
農業用燃料(ガス)供給高1,000円に対し	11.8円
被覆資材供給高1,000円に対し	15.0円

(※2) 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

令和3年度

(単位:円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額
カントリー損害補填	カントリー保管物等の損害時の補填	40,000,000	損害発生時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	給油所設備投資資金	13,000,000	施設設備整備時に取崩す	13,000,000
施設整備積立金	本店・支店・事業所施設整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	160,000,000
施設整備積立金	カントリー設備整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	施設の改修等にかかる資金	300,000,000	発生年度の決算期に発生する費用を限度として取崩す	225,000,000
農業生産資材高騰対策積立金	農業資材の高騰対策、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域活性化にかかる資金	30,000,000	目的時由発生時に取り崩す	30,000,000
会計及び法整備等対策積立	会計制度及び法整備に対応する資金	200,000,000	減損損失並びに退職給付会計等、多額な費用が発生した場合に取崩す	80,000,000
合 計		983,000,000		588,000,000

令和4年度

(単位：円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	積立累計額
カントリー損害補填	カントリー保管物等の損害時の補填	40,000,000	損害発生時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	給油所設備投資資金	13,000,000	施設設備整備時に取崩す	13,000,000
施設整備積立金	本店・支店・事業所施設整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	160,000,000
施設整備積立金	カントリー設備整備投資資金	200,000,000	施設設備整備時に取崩す	40,000,000
施設整備積立金	施設の改修等にかかる資金	300,000,000	発生年度の決算期に発生する費用を限度として取崩す	240,000,000
農業生産資材高騰対策積立金	農業資材の高騰対策、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域活性化にかかる資金	30,000,000	目的時由発生時に取り崩す	30,000,000
会計及び法整備等対策積立	会計制度及び法整備に対応する資金	300,000,000	減損損失並びに退職給付会計等、多額な費用が発生した場合に取崩す	160,000,000
合 計		1,083,000,000		683,000,000

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認

経営者確認書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日

福岡大城農業協同組合
代表理事組合長 田中 宏幸

3. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

※全て単位以下の数字は四捨五入して表示しております

(単位：百万円、人、%)

項目	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	11,543	11,350	11,414	11,073	11,072
信用事業収益	346	334	338	333	329
共済事業収益	324	298	282	261	237
農業関連事業収益	10,092	9,962	10,067	9,675	9,697
その他事業収益	781	756	727	804	809
経常利益	182	160	181	155	161
当期剰余金	△131	55	114	84	124
出資金 （出資口数）	1,953 (1,953)	1,929 (1,929)	1,890 (1,890)	1,861 (1,861)	1,830 (1,830)
純資産額	4,166	4,222	4,259	4,298	4,376
総資産額	53,297	53,477	55,943	57,678	57,559
貯金等残高	46,644	46,860	49,376	50,973	50,953
貸出金残高	4,621	4,474	4,429	4,531	4,487
有価証券残高	318	313	308	303	0
剰余金配当金額	10	24	16	16	20
出資配当額	10	9	6	6	5
事業利用分量配当額	—	15	10	10	15
職員数	129	130	132	129	122
単体自己資本比率	18.46%	18.15%	18.01%	18.06%	18.30%

(注)・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

・「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

5. 利益総括表

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	312	302
役務取引等収支	11	12
その他信用事業収支	9	15
信用事業粗利益	332	329
信用事業粗利益率	0.64%	0.64%
事業粗利益	1,178	1,161
事業粗利益率	2.27%	1.85%
事業純益	87	110
実質事業純益	87	110
コア事業純益	87	110
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	87	110

(注) 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

事業粗利益率 = 事業粗利益 / 総資産（債務保証見返りを除く）平均残高 × 100

6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	50,040	282	0.56%	50,786	269	0.53%
うち預金	45,189	214	0.47%	46,003	201	0.44%
うち有価証券	300	4	1.33%	216	3	1.39%
うち貸出金	4,551	66	1.45%	4,567	65	1.42%
資金調達勘定	50,409	5	0.01%	51,064	3	0.01%
うち貯金・定期積金	50,385	5	0.01%	51,045	3	0.01%
うち借入金	24	0	0%	19	0	0%
総資金利ざや	—	—	0.01%	—	—	0.10%

(注) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)
 経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定 (貯金・定期積立金 + 借入金) 平均残高 × 100

7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	2	△15
うち貸出金	0	△1
うち有価証券	0	△1
うち預金	2	△13
支払利息	△5	△2
うち貯金・定期積金	△5	△2
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差 引	7	△13

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連 (又は農林中金) からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、52ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累計的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,891	3,968
うち、出資金及び資本準備金の額	1,861	1,830
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	2,068	2,178
うち、外部流出予定額 (△)	15	20
うち、上記以外に該当するものの額	△23	△20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	4
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	5	4
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に	0	0

項 目	令和3年度	令和4年度
含まれる額		
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	52	26
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,948	3,998
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る10パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る15パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	2
自己資本		
自己資本の額 【(イ) - (ロ)】 (ハ)	3,946	3,996
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	19,634	19,643
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△470	△472
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	0	2

項 目		令和3年度	令和4年度
	うち、繰延税金資産	0	0
	うち、前払年金費用	0	0
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,052	△1,052
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	582	580
	うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除した得た額		2,211	2,186
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		21,845	21,829
自己資本比率			
自己資本比率 【(ハ) / (二)】		18.06%	18.30%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことで、
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことで、
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことで、
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことで、国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことで、
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことで、
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことで、
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことで、
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことで、
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/0 ストリップス	信用補完機能を持つ I/0 ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることで、
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことで、
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法的なことで、
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	437	0	0	419	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	301	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	227	0	0	208	0	0
外国の中央政府以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機関向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,498	9,300	372	46,797	9,359	374
法人等向け	66	42	2	69	43	3
中小企業等向け及び個人向け	401	218	9	392	214	9
抵当権付住宅ローン	1	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
3月以上延滞等	7	8	0	11	1	0
取立未済手形	5	1	0	5	1	0
信用保証協会等保証付	2,849	278	11	2,805	274	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0
出資等	268	268	11	268	268	11
(うち出資等のエクスポージャー)	268	268	11	268	268	11
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
上記以外	5,988	9,988	399	5,977	9,945	397
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	2,723	6,808	272	2,723	6,808	272
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を占める部分に係るエクスポージャー)	0	0	0	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,265	3,180	127	3,254	3,137	125

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	0	0	0	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0	0	0	0
(うち非STC適用分)	0	0	0	0	0	0
再証券化	0	0	0	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	0	0	0	0	0	0
(うちルックスルー方式)	0	0	0	0	0	0
(うちマンドート方式)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0	0	0	0
(うちフォールバック方 式)	0	0	0	0	0	0
経過措置によりリスク・アセット の額を算入されるものの額	582	582	23	580	580	23
他の金融機関等の対象資本調達手段に係 るエクスポージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額を算入されな かったものの額(△)	0	1,051	42	0	1,051	42
標準的手法を適用するエク スポージャー別計	0	0	0	0	0	0
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	57,048	19,634	785	57,543	19,643	786

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証がまたはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
2,211	88	2,186	87

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当J Aでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位:百万円)

令和3年度		令和4年度	
リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
21,845	873	21,829	873

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度			令和3年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	57,060	4,426	301	56,961	4,389	0
信用リスク平均残高	49,987	4,435	300	50,729	4,449	216

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	53,639	4,426	301	53,593	4,426	301
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	53,639	4,426	301	53,593	4,426	301

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法 人	農業	161	161	0	162	162	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	7	7	0	18	18	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	49,227	701	0	49,525	701	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	530	229	301	209	209	0
	その他	269	1	0	286	0	0
個 人	3,411	3,292	0	3,393	3,281	0	
その他	3,455	35	0	3,368	0	0	
合 計	57,060	4,426	301	56,961	4,371	0	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	47,314	439	0	46,992	1,122	0
1年超3年以下	987	987	301	1,271	1,271	0
3年超5年以下	400	400	0	384	384	0
5年超7年以下	275	275	0	263	263	0
7年超10年以下	323	323	0	289	289	0
10年超	1,996	1,996	0	2,050	2,050	0
期限の定めのないもの	5,765	6	0	5,712	10	0
合 計	57,060	4,426	301	56,961	5,389	0

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
国 内	14	16
国 外	0	0
合 計	14	16

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位:百万円)

区 分		令和3年度	令和4年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	7
	個 人	14	16
合 計	14	23	

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、及び外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーをいいます。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	5	0	4	5	5	4	0	5	4
個別貸倒引当金	10	12	0	10	12	12	16	0	12	16
国 内	10	12	0	10	12	12	16	0	12	16
国 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法 人	農 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個 人	10	12	0	10	12	12	16	0	12	16

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和3年度	令和4年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個 人	0	0
合 計		0	0

◇ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0%	0	965	965	0	626	626
	リスク・ウェイト 2%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 4%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 10%	0	0	0	0	0	0
	リスク・ウェイト 20%	0	46,503	46,503	0	46,802	46,802
	リスク・ウェイト 35%	0	1	1	0	0	0
	リスク・ウェイト 50%	0	7	7	0	11	11
	リスク・ウェイト 75%	0	401	401	0	392	392
	リスク・ウェイト 100%	0	4,891	4,891	0	4,177	4,177
	リスク・ウェイト 150%	0	3	3	0	5	5
	リスク・ウェイト 250%	0	2,022	2,022	0	2,723	2,723
	その他	0	2,851	2,851	0	2,807	2,807
リスク・ウェイト 1250%		—	0	0	—	0	0
合 計		—	57,644	57,644	—	57,543	57,543

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	0	0	0	0	0	0
法人等向け	18	0	0	23	0	0
中小企業等及び個人向け	59	9	0	55	9	0
抵当権住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0	0	0
上記以外	60	21	0	87	20	0
合 計	137	30	0	165	29	0

(注) 1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポートに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

③ その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売 1 買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	0	0	0	0
非 上 場	2,290	2,290	2,290	2,290
合 計	2,290	2,290	2,290	2,290

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

該当する取引はありません。

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関係会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

◇リスク管理の方針および手順の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当 JA は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規程する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当組合では、市場金利が上下に 0.5%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の 50%相当額を 0~5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は、2.5 年です。
 - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
 - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		Δ EVE		Δ NII	
		令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
1	上方パラレルシフト	0	0	20	27
2	下方パラレルシフト	0	16	0	3
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	33	30		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	10	45		
7	最大値	33	45		
		令和 3 年度末		令和 4 年度末	
8	自己資本の額	3,946		3,996	

VIII. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
流動性貯金	23,679 (47.0)	24,926 (48.8)	1,246
定期性貯金	26,695 (53.0)	26,107 (51.2)	△587
その他の貯金	11 (0.0)	11 (0.0)	0
小 計	50,386 (100.0)	51,045 (100.0)	658
譲渡性貯金	0 (0.0)	0 (0.0)	0
合 計	50,386 (100.0)	51,045 (100.0)	658

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です

② 定期貯金残高

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
定期貯金	25,663 (98.2)	24,744 (98.3)	△919
うち固定自由金利定期	25,663 (100.0)	24,744 (100.0)	△919
うち変動自由金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0
定期積金	463 (1.8)	431 (1.7)	△31

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増減
手形貸付	360	369	9
証書貸付	3,374	3,378	5
当座貸越	117	120	3
割引手形	0	0	0
金融機関貸付	701	701	0
合 計	4,552	4,568	16

③ 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	3,422 (75.5)	3,382 (75.4)	△40
変動金利貸出	985 (21.7)	992 (22.1)	7
その他	123 (2.8)	112 (2.5)	△10
合 計	4,530 (100.0)	4,486 (100.0)	△44

(注) () 内は構成比です。

④ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	188	208	19
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	14	12	△1
その他担保物	159	142	△15
小 計	361	364	3
農業信用基金協会保証	2,846	2,801	△44
その他保証	239	270	31
小 計	3,085	3,071	△14
信用	1,084	1,051	△33
合 計	4,530	4,486	△44

⑤ 債務保証見返額の担保別内訳

該当する取引はありません。

⑥ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設備資金	3,792 (83.7)	3,722 (83.0)	△70
運転資金	738 (16.3)	764 (17.0)	26
合 計	4,530 (100.0)	4,486 (100.0)	△44

⑦ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円 %)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	630 (13.8)	648 (14.5)	18
林業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
水産業	3 (0.0)	2 (0.1)	△1
製造業	164 (3.6)	200 (4.5)	36
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)	0
建設業	147 (3.2)	144 (3.2)	△3
不動産業	9 (0.2)	9 (0.2)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (0.0)	1 (0.0)	△1
運輸・通信業	7 (0.2)	6 (0.1)	△1
卸売・小売・飲食業	55 (1.2)	51 (1.1)	△4
サービス業	316 (7.0)	319 (7.1)	3
金融・保険業	758 (16.7)	755 (16.8)	△3
地方公共団体	227 (5.0)	207 (4.6)	△20
その他	2,212 (49.1)	2,144 (47.8)	△68
合 計	4,530 (100.0)	4,486 (100.0)	△44

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
農	業	767	729	△38
	穀 作	4	6	2
	野菜・園芸	100	97	△3
	果樹・樹園農業	0	6	6
	工 芸 作 物	0	0	0
	養豚・肉牛・酪農	3	7	4
	養鶏・養卵	—	—	—
	養 蚕	—	—	—
	その他農業	660	613	△47
	農業関連団体等	—	—	—
合 計		767	729	△38

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
	プロパー資金	420	439	19
農業制度資金		347	290	△57
	農業近代化資金	331	279	△52
	その他制度資金	16	11	△5
合 計		767	729	△38

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
	日本政策金融公庫資金	16	11	△5
	その他	0	0	0
合 計		16	11	△5

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和3年度	9	5	3	0	8
	4年度	16	4	11	0	15
危険債権	令和3年度	9	0	8	0	8

	4年度	4	0	3	0	3	
要管理債権	令和3年度	0	0	0	0	0	
	4年度	0	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	令和3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和3年度	0	0	0	0	0
		4年度	0	0	0	0	0
小計	令和3年度	18	5	11	0	16	
	4年度	20	4	14	0	18	
正常債権	令和3年度	4,517					
	4年度	4,472					
合計	令和3年度	4,535					
	4年度	4,492					

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況（法定）

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	2		0	2	2	2		2	2
個別貸倒引当金	2	2	0	2	2	2	2	0	2	2
合計	2	4	0	2	4	4	4	0	4	4

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
貸出金償却額	0	0	0

(注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	13	50	13	50
	金額	7,177	13,615	7,689	12,386
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	10	0	1	0
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	28	6	48	18
合 計	件数	13	50	13	50
	金額	7,215	13,621	7,738	12,404

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	300	216	0
地方債	0	0	0
政府保証債	0	0	0
金融債	0	0	0
短期社債	0	0	0
社債	0	0	0
株式	0	0	0
受益証券	0	0	0
合 計	300	216	0

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

令和3年度

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
国債	300	0	0	0	0	0	0	300
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

令和4年度

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
国債	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0	0	0	0
政府保証債	0	0	0	0	0	0	0	0
金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	0	0	0	0	0	0	0	0
社債	0	0	0	0	0	0	0	0
株式	0	0	0	0	0	0	0	0
受益証券	0	0	0	0	0	0	0	0
投資証券	0	0	0	0	0	0	0	0

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるもの	国債	303	300	3	0	0	0
合計		303	300	3	0	0	0

②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等（金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	7,241,984	41,786,460	2,270,725	35,458,146
	定期生命共済	227,000	242,000	35,000	252,500
	養老生命共済	257,280	21,160,716	173,970	18,298,349
	うちこども共済	100,600	3,802,800	77,000	3,721,400
	医療共済	5,000	473,100	500	451,800
	がん共済	—	118,000	—	114,000
	定期医療共済	—	159,900	—	154,300
	介護共済	31,061	165,097	33,353	191,450
年金共済	—	—	—	—	
建物更生共済	4,590,700	77,444,745	4,685,690	76,236,892	
合計	12,353,025	141,550,018	7,199,238	131,157,438	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	66,224	89,880	62,396	154,514
がん共済	15	2,472	69	2,398
定期医療共済	—	676	—	640
合 計	66,239	93,028	62,465	157,552

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③介護系その他の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	115,497	373,208	47,695	326,978
認知症共済	—	—	141,100	141,100
生活障害共済（一時金型）	268,300	327,800	141,600	302,000
生活障害共済（定期年金型）	600	18,220	1,120	16,340
特定重度疾病共済	213,600	429,300	197,900	406,100

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	91,899	775,246	90,917	735,144
年金開始後	—	263,310	—	243,158
合 計	91,899	1,038,556	90,917	978,302

(注)金額は、年金年額を記載しています。

⑤短期共済新契約高（掛金）

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	2,380,070	2,082	2,245,090	1,964
自動車共済		194,251		193,942
傷害共済	11,831,000	1,833	13,782,000	1,876
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		364		444
自賠償共済		50,685		51,782
合 計		249,215		250,011

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活関連事業

①買取購買品（生産資材）取扱実績

（単位：百万円）

種 類		令和3年度	令和4年度
		供給高	供給高
生産資材	肥料	345	428
	農薬	288	294
	飼料	1	1
	農業機械	99	78
	自動車	0	0
	燃料	516	509
	その他	617	627
	計	1,866	1,937
生活物資	食品	35	32
	衣料品	0	0
	耐久消費財	0	2
	日用保健雑貨	4	15
	家庭燃料	141	144
	その他	0	0
	計	180	193
合計		2,046	2,130

②受託販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和3年度	令和4年度
	販売高	販売高
米	544	679
麦	405	389
その他の穀類	172	114
野菜	4,825	4,745
果実	18	20
花き・花木	0	0
畜産物	0	0
特産物	1,784	1,800
その他	119	102
合計	7,867	7,849

IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.25	0.26	0.01
資本経常利益率	3.63	3.60	△0.03
総資産当期純利益率	0.13	0.20	0.07
資本当期純利益率	1.96	2.70	0.74

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和3年度	令和4年度
貯貸率	期末	8.89	8.81
	期中平均	9.03	8.95
貯証率	期末	0.59	0
	期中平均	0.60	0

- (注) 1. 貯貸率（期末） = 貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均） = 貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末） = 有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均） = 有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 担当職員一人当たり取扱高

(単位：百万円)

項目		令和3年度	令和4年度
信用事業	貯金残高	2,276	2,206
	貸出金残高	647	780
共済事業	長期共済保有高	5,708	5,641
経済事業	購買品供給高	51	59
	販売品販売高	259	214

4. 一店舗当たり取扱高

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貯金残高	16,991	16,984
貸出金残高	1,510	1,496
長期共済保有高	47,183	43,719

J A福岡大城 本支店・事業所のご案内

事 務 所 名	電話番号	F A X 番号
本店 (代表)	0944-32-1300	0944-33-1662
総務企画部 企画管理課	0944-32-1300	0944-33-1662
総務人事課		
リスク管理課		
金融共済部 金融課	0944-32-0316	0944-33-1662
共済課	0944-32-0317	
事故担当	0944-32-1375	
営農経済部 営農企画課	0944-32-1316	0944-33-1500
農産課	0944-32-1341	
園芸特産課	0944-32-1342	
直販課	0944-32-1346	
経済課	0944-32-0021	
城島支店 (金融共済課・渉外課)	0942-62-2175	0942-62-5400
城島営農センター (営農経済課)	0942-62-4720	0942-62-4725
大木支店 (金融共済課・渉外課)	0944-32-1800	0944-33-1175
大木営農センター (営農経済課)	0944-33-0380	0944-33-2156
大川支店 (金融共済課・渉外課)	0944-87-7388	0944-87-5105
大川営農センター (営農経済課)	0944-89-1355	0944-86-2185
城島給油所	0942-62-3049	0942-62-3098
大木給油所	0944-32-1187	0944-33-2024
大川給油所	0944-87-5110	0944-87-5104
農機具センター	0944-32-1439	0944-33-0521
城島カントリーエレベーター	0942-62-3295	0942-62-3295
大木カントリーエレベーター	0944-33-0415	0944-32-1472
木室カントリーエレベーター	0944-86-2422	0944-86-2422
川口カントリーエレベーター	0944-87-6855	0944-87-6855
城島集荷場	0942-62-2779	0942-62-5694
大木集荷場	0944-33-0612	0944-33-0609
大川集荷場	0944-88-3740	0944-86-2167
アスパラガス集荷場	0944-88-0700	0944-88-0711
農産物直売所 (くるるん夢市場)	0944-75-2153	0944-75-2154
大豆乾燥調整施設	0944-86-8357	-
おもひでホール大川斎場	0944-88-0002	0944-88-1133
	24時間受付フリーダイヤル	0120-880-002
JA 共済事故受付センター	24時間受付フリーダイヤル	0120-258-931